



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定の取消し……………
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区
域の指定解除…（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 土地収用法による収用の裁決手続開始……………
……………（東京都収用委員会）…

告示

●東京都告示第六百三十七号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年四月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

佐藤 至

取消しに係る道路の種類	取消年月日	取消しに係る道路の位置	取消しに係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和八年三月二十六日	福生市大字福生字武蔵野二千二百二十二番、同番十、二千二百二十三番二、二千二百二十四番一及び同番二十一の各一部	延長 三四・三〇 幅員 四・五〇

●東京都告示第六百三十八号

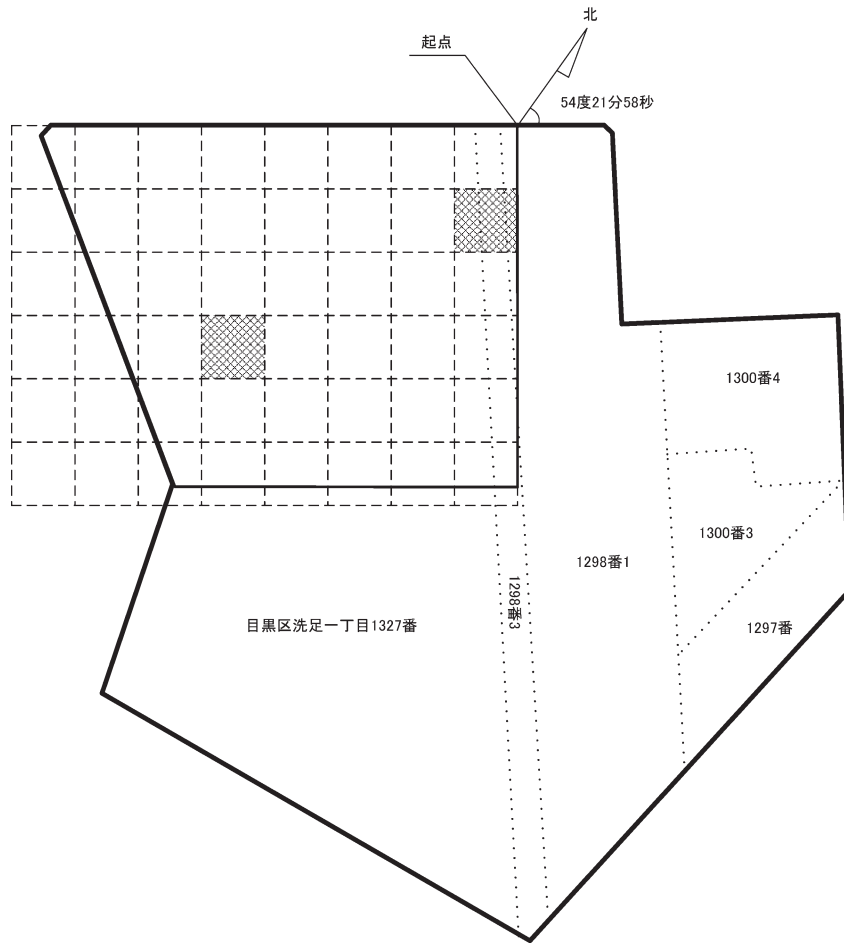
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和七年東京都告示第九百二十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年四月二十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（目黒区洗足一丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- 敷地境界
- 調査対象地
- 筆境界
- 単位区画
- 指定を解除する区域

【起点】
 起点の座標はX=-42833.503, Y=-12551.230とする。
 ※起点座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、
 世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(54度21分58秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた
 線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されてい
 る格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、
 公告する。

令和8年4月28日

東京都収用委員会

会長 松 尾 弘

- 1 起業者の名称 東京都
- 2 事業の種類 東京都市計画都市高速鉄道事業第10号線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、
地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏
名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 令和8年4月16日

別記のとおり

別記

裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	取用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都世田谷区南鳥山五丁目	709番15	宅地	m ² 43.90	m ² 43.75	m ² 43.75	株式会社装和	東京都世田谷区南鳥山五丁目 17番 13号	株式会社きらぼし銀行	東京都港区南青山三丁目 10番 43号	根抵当権 平成21年7月22日 受付第41452号	

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

